

大阪市危機管理室、大阪市東成区役所、大阪市立大学及び三谷電池技術研究所合同会社による防災用蓄電池の実証実験に関する連携協定書（案）

大阪市危機管理室（以下「甲」という。）、大阪市東成区役所（以下「乙」という。）、大阪市立大学（以下「丙」という。）及び三谷電池技術研究所合同会社（以下「丁」という。）は、地域防災に資する防災用蓄電池の実証実験に関連する相互の協力及び連携に関する事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が連携し、丁が開発している蓄電池を用いた防災時の緊急充電システムの実証実験を通じて、甲及び乙の地域防災における安全安心のまちづくりの推進及び丙で生まれたベンチャーである丁の研究開発並びにその実用化の加速を目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定による主な連携事項は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各事項の内容については、関係者で協議のうえ、実施する。

- (1) 防災用蓄電池の実証実験に関すること
- (2) 避難所における非常用電源に関すること
- (3) その他関係者が必要と認めること

（連絡調整窓口）

第3条 前条各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に進めるために、甲、乙、丙及び丁に連絡調整窓口を設ける。

（機密保持義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、第2条に定める連携事項の検討又は実施により知り得た情報（個人情報及び、甲、乙、丙又は丁の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをいう。）を第三者に開示、提供し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に関係者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙又は丁のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新されるものとする。

（その他）

第6条 本協定に規定のない事項及び協定の各条項の内容に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和元年 月 日

- (甲) 大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市危機管理室
危機管理監 蕨野 利明 印
- (乙) 大阪市東成区大今里西二丁目8番4号
大阪市東成区役所
区長 麻野 篤 印
- (丙) 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号
大阪市立大学
学長 荒川 哲男 印
- (丁) 大阪市住吉区杉本三丁目3番138号
大阪市立大学インキュベータ内
三谷電池技術研究所合同会社
代表社員 三谷 諭 印